

●受託機関の要件

(1) 特定保健指導の受託機関は、次の要件をすべて満たしていることとする。

ア 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号) 第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。

イ 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」及び「標準プログラム」に則って特定保健指導を実施できること。

ウ 継続的な支援業務の受託機関は、「手引き」及び「標準プログラム」に則って、対象者に対して適切に受診勧奨が実施できること。

エ 特定保健指導業務において、LINE等のSNS(ソーシャルネットワークサービス)を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。

オ 契約締結日から起算して、前2年以内に電子交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

ク 社会保険に関する実績が良好であること。

ケ 特定保健指導記録については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして協会支部が指定する仕様に従って作成し、電子データを格納したファイルを収録した電子媒体(CD-R)又は情報提供サービスによって提出できること。

コ 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等関連法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底していること。

サ 保健指導機関番号を取得していること。ただし、自社の従業員にのみ実施する場合はこの限りではない。

(2) 受託機関は、特定保健指導業務に係る利用者本人の自己負担を求めないこと。